

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に採用され、自社施工の建設現場における安全管理業務に従事していた。その後、平成〇年〇月〇日、請求人はB工事部からC安全課に異動し、安全パトロールの業務等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「心気神経症」と診断され、同年〇月〇日には、Eクリニックに転医し「気分障害」と診断され加療した。その後、請求人自身の判断により同年〇月から平成〇年〇月まで受診を中断していたところ、同月〇日上司より2時間説教され、足が宙を浮いているようになって、思考力がなくなったとして、翌〇日受診を再開し、その後、請求人は複数の医療機関で加療した。

請求人は、上司から長時間説教されたことにより精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後、寛解・症状固定することなく平成〇年〇月頃に悪化したものと意見している。請求人の申述、医証及び本件の経緯等からみて、当審査会も専門部会の当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受

けられない。

イ「特別な出来事以外」について

請求人は、B工事部所属時に上司及び同僚からいじめ・嫌がらせを受けたと主張しているが、当該出来事を客観的に裏付ける資料は確認できない。当審査会としても、出来事が客観的に確認できない以上、心理的負荷を評価することはできないと判断する。

(4) したがって、請求人の精神障害発病前おおむね6か間における業務による心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。

(5) 本件疾病発病後の出来事として請求人は、平成〇年〇月〇日付けでB工事部B工事1課からC安全課に異動した出来事等について訴えているが、請求人が主張する発病後に生じた出来事の中で認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

3 以上のおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。